

大津市木造住宅耐震補強案作成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、耐震診断により倒壊する可能性が高いと診断された木造住宅の耐震補強案を作成することにより、木造住宅の耐震性の向上の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

次のいずれかに掲げる工法を適用し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき国土交通大臣に認められた方法である、一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。

ア 木造住宅の耐震診断と補強方法に定める工法

イ 法の規定により、国土交通大臣が認定した工法

ウ 一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法

エ 一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法

オ 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法

(2) 木造住宅耐震診断員 大津市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱（平成16年1月1日施行。以下「派遣要綱」という。）第2条第2号に規定する木造住宅耐震診断員をいう。

(3) 耐震補強案作成 木造住宅耐震診断員が、耐震診断により上部構造評点が0.7未満と診断した木造住宅（以下「対象住宅」という。）について、上部構造評点を0.7以上に向上させる耐震改修を行う際の補強案を作成し、合わせて当該補強案に係る改修費用の概算額を算出することをいう。

(事業内容等)

第3条 市長は、対象住宅の所有者のうち、耐震補強案作成を希望するものに対し、予算の範囲内において耐震補強案作成を行い、当該耐震補強案及び改修費用の概算額を提示するものとする。

2 前項の耐震補強案作成に係る費用は、本市の負担とする。

(申込者)

第4条 耐震補強案作成の申込みができる者は、対象住宅の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、派遣要綱第3条に規定する耐震診断の対象となる建築物の所有者で、耐震補強案作成を希望するものは、同要綱第5条の規定による申込みと同時

に耐震補強案作成の申込みを行うことができるものとする。

(申込み)

第5条 耐震補強案作成を希望する者は、大津市木造住宅耐震補強案作成申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(耐震補強案作成の決定)

第6条 市長は、申込書を受理したときは、その内容を審査した上、耐震補強案作成を行うことを決定した場合にあっては大津市木造住宅耐震補強案作成決定通知書（様式第2号）により、耐震補強案作成を行わないことと決定した場合にあっては大津市木造住宅耐震補強案作成申込棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により前条の申込書を提出した者（以下「申込者」という。）に通知するものとする。

(耐震補強案作成の中止)

第7条 申込者は、事情により耐震補強案作成の時期を延期するなどの変更又は耐震補強案作成の中止を希望するときは、大津市木造住宅耐震補強案作成変更・取下届（様式第4号）をもって市長に届け出なければならない。

(耐震補強案作成の決定の取消し)

第8条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、耐震補強案作成の決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申込みその他不正な手段により耐震補強案作成の決定を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 派遣要綱第5条の規定による申込みと同時に耐震補強案作成の申込みを行った場合であって、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上と診断されたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項（第2号を除く。）の規定は、木造住宅耐震診断員が耐震補強案作成を行った後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により耐震補強案作成の決定の取消しを行ったときは、申込者に対してその旨を通知するものとする。

(耐震補強案作成費用の請求)

第9条 市長は、前条第1項の規定により耐震補強案の作成の決定を取り消した場合において、耐震補強案作成を既に実施しているときは、当該申込者に対し、期限を定めて、その耐震補強案作成に係る費用を請求できるものとする。

(申込者に対する指導)

第10条 市長は、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、申込者に対し必要な指導及び助言をすることができる。

(事務委託)

第11条 耐震補強案作成の実施に関する事務の一部は、一般財団法人滋賀県建築住宅センターに委託する。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(宛先)

大津市長

(申込者) 住所

氏名

電話番号

大津市木造住宅耐震補強案作成申込書

大津市木造住宅耐震診断補強案作成事業実施要綱第5条の規定に基づき、木造住宅の耐震補強案作成について下記のとおり申し込みます。なお、当該耐震補強案及び改修費用の概算額については、一定の基準に基づく目安として作成されること、また、実際の耐震改修工事に当たっては、実施設計や詳細な見積りが必要になることを理解しています。

記

住 宅 の 所 在 地	(地名地番) ----- (住居表示)		
住 宅 の 種 類	一戸建ての住宅・() 併用住宅・共同住宅・長屋住宅		
建 築 年 次	年 月	総合評点	点
住 宅 の 階 数	延べ床面積	㎡	
住宅以外の部分の面積	㎡		
住 宅 の 所 有 者			
居 住 者 承 諾 (賃貸・共同・長屋住宅の場合)	居住世帯数 () 承諾 (有 ・ 無)		
実 施 希 望 時 期	年 月頃		
添 付 資 料	耐震診断報告書 ※ 耐震診断を同時に申込み場合を除く。		

注1 不要な箇所は、二重線で抹消すること。

2 耐震補強案作成の申込みと同時に、大津市木造住宅耐震診断員派遣要綱による耐震診断の申込みをする場合、耐震補強案作成については、耐震診断の結果、倒壊する可能性が高い（上部構造評点が0.7未満）と診断された場合のみ実施します。

様式第2号（第6条関係）

第 号
（ ー ）
年 月 日

（申込者） 様

大津市長



大津市木造住宅耐震補強案作成決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった下記の住宅に係る大津市木造住宅耐震補強案作成申込書を審査した結果、耐震補強案作成を行うことを決定したので、大津市木造住宅耐震診断補強案作成事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 その他 大津市木造住宅耐震診断申込書記載のとおり

様式第3号（第6条関係）

第 号
（ ー ）
年 月 日

（申込者） 様

大津市長



大津市木造住宅耐震補強案作成申込棄却（却下）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった下記の住宅に係る大津市木造住宅耐震補強案作成について審査した結果、下記の理由により耐震補強案作成を行わないことと決定したので、大津市木造住宅耐震補強案作成事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申込者）住所

氏名

大津市木造住宅耐震補強案作成変更・取下届

年 月 日付け 第 号において決定のあった木造住宅耐震補強案作成について（下記事項の変更・申込みの取下げ）をしますので、大津市木造住宅耐震補強案作成事業実施要綱第7条の規定に基づき届け出ます。

記

住 宅 の 所 在 地	
住 宅 の 種 類	一戸建ての住宅・（ ）併用住宅・共同住宅・長屋住宅
建 築 年 次	年 月
変 更 事 項	

注 不要な箇所は、二重線で抹消すること。